

三気堂薬局をご利用の皆様へ

当薬局では、お薬のことだけでなく、健康に関するご相談や、ジェネリック医薬品についてもご相談をお受けしておりますので、薬局スタッフまでお気軽にお申し付けください。

当局で取り扱いのある医療保険及び公費負担医療について

- ・健康保険法に基づく保険薬局としての指定
- ・生活保護法に基づく指定
- ・公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
- ・原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく指定
- ・労働者災害補償保険法に基づく指定
- ・児童福祉法に基づく指定
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定*

*店舗により取り扱いが異なります。お問い合わせください。

「個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書」の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行致します。明細書は使用した薬剤の名前などが記載されており、公費負担等で窓口でのお支払いがない方の場合でも発行しております。

療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いに関する掲示義務等

<薬剤の容器代>

容器1個につき、50円頂いております。

<患家へ調剤した医薬品の持参料>

患者様の都合・希望に基づく医薬品の持参料は原則として頂いておりません

<希望に基づく甘味剤等の添加>

(治療上の必要性がなく、問題がない場合)

原則として料金は頂いておりません

<希望に基づく一包化> ※服用時点ごとにまとめて包装する事

治療上一包化が必要と判断され、医師の指示があった場合は、規定の調剤報酬点数表に従い徴収いたします。

ジェネリック医薬品について

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品と有効成分が同じで、品質、効き目、安全性が同等なお薬のことです。中には、味や飲みやすさ等が改良されているものもあります。

新薬に比べ開発費が少ないために、一般的には先発医薬品より低価格になります。

当薬局では、積極的にジェネリック医薬品を調剤しています。処方記載のジェネリック医薬品から先発医薬品へ変更する場合には、処方医の許可が必要ですので、先発医薬品を希望される患者様は予めスタッフにお申し出下さい。

※必ずしも全ての医薬品が変更できるとは限りませんのでご了承下さい。

また、在庫の関係上お時間がかかる場合があります。

薬剤服用歴管理指導料算定について

当薬局では調剤基本料1を算定しております。

お薬手帳を持参された方（原則過去3月内に処方せんを持参した患者に限る）には、服薬管理指導料が45点となります。

過去3月内に処方せんを持参のなかった患者様及び、初めて来局される患者様、手帳を持参していない患者様は 服薬管理指導料が 59点となりますのでご了承ください。

後発医薬品調剤体制加算について

当薬局では、後発医薬品調剤体制加算を処方箋受付1回につき算定しております*。

*店舗によって取り扱いが異なります。

夜間・休日加算について

三気堂薬局では下記時間に夜間・休日加算を処方箋受付1回につき40点加算しています。

平日 19：00以降、土曜日 13：00以降

*12月29日、30日、1月3日開局日の平日は終日夜間・休日加算。

*日曜・祝日の開局日（12月29日、30日、1月3日も該当）及び、

12月31日、1月1日、2日開局日は終日休日加算となります。

医療DX推進体制整備加算について

当薬局では、オンライン資格確認等システムの運用を行っており、医療DX推進体制整備加算を算定しております。